

訪問介護

従事者 管理者、サービス提供責任者、訪問介護員等

※サービス提供責任者は介護福祉士、実務者研修修了者

※訪問介護員は介護福祉士または介護員の養成に関する研修修了者

身体介護	排泄介助、食事介助、清拭・入浴介助、通院・外出介助 自立生活支援のための見守りの援助 特段の専門的配慮をもって行う調理（嚥下障害の流動食） 特別な医療的ケア（体温測定、血圧測定、 服薬介助 、軟膏塗布、湿布の貼付、座薬の挿入、爪の手入れ）
生活援助	清掃、洗濯、衣服の整理、一般的な調理、買い物、 薬の受け取り 、安否確認、ゴミ出し、利用者不在のベッドでのシーツ交換
認められないもの	医療行為、家族の衣類の洗濯、来客の応接、犬の世話は対象外

1

1

問題 53 介護保険における訪問介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 利用者と一緒に手助けをしながら行う調理は、生活援助として算定する。
- 2 ゴミ出しは、生活援助として算定する。
- 3 利用者不在のベッドでのシーツ交換は、生活援助として算定する。
- 4 自立生活支援のための見守りは、生活援助として算定する。
- 5 服薬介助は、身体介護として算定する。

2

2

問題 52 介護保険における訪問介護について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 訪問介護事業所と同一敷地内にある建物の居住者に対して訪問介護を提供した場合には、介護報酬は減算される。
- 2 耳式電子体温計により外耳道で体温を測定することは、医療行為に当たるため、訪問介護員が行うことはできない。
- 3 訪問介護計画において計画的に訪問することとなっていない身体介護を訪問介護員が緊急に行った場合には、所定の単位を加算できることがある。
- 4 サービス提供責任者については、専従する常勤のものであれば、特段の資格要件はない。
- 5 新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が初回の訪問介護に同行した場合には、所定の単位を加算できる。

3